

取組状況・成果

＜障害者グループホームの設置促進＞

- これまでに、グループホーム（知的）7所、グループホーム（精神）10所を整備しており、第三次実行計画（28・29年度）においても、民設民営方式による整備を進めています。
- グループホームの建設補助等については、知的障害者だけでなく身体障害者・精神障害者のグループホームにも対象を拡充しました。

＜障害者の地域生活支援体制の構築＞

- 区有地を活用し、主に知的障害者を対象とした入所支援施設「シャロームみなみ風」（平成27年3月開設）を、民設民営方式により整備し、施設入所支援、生活介護及び生活訓練、相談支援、ショートステイ等を実施しています。

＜障害を理由とする差別の解消の推進＞

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。
- 区では職員が適切に対応する為に「職員対応要領」を作成し、職員研修を実施しています。

＜障害者就労支援の促進＞

- 障害者就労支援事業、受注センター事業、コミュニティショップ運営事業等を勤労者・仕事支援センターで実施しています。

現状・課題

＜障害者の地域生活支援体制の構築＞

障害のある方が地域で安心して生活が送ることができるよう、相談体制や緊急時の受入体制などの居住支援機能をより一層強化していく必要があります。

＜障害を理由とする差別の解消の推進＞

障害の有無によって分け隔てられることなく、いきいきと暮らし続けられるように、さらなる障害の理解の促進が必要です。

目指すまちの姿・状態

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で生活するため、地域でだれもが尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

施策の方向性

＜障害者グループホームの設置促進＞

- 地域で安心して生活を継続できるよう、区が障害者グループホームの設置促進を行います。

＜障害者の地域生活支援体制の構築＞

- 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を検討し、障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して暮らし続けられよう支援します。

- 区内障害者施設を活用したネットワークを構築することにより、障害者を支える仕組みを整備します。

＜障害者就労支援の促進＞

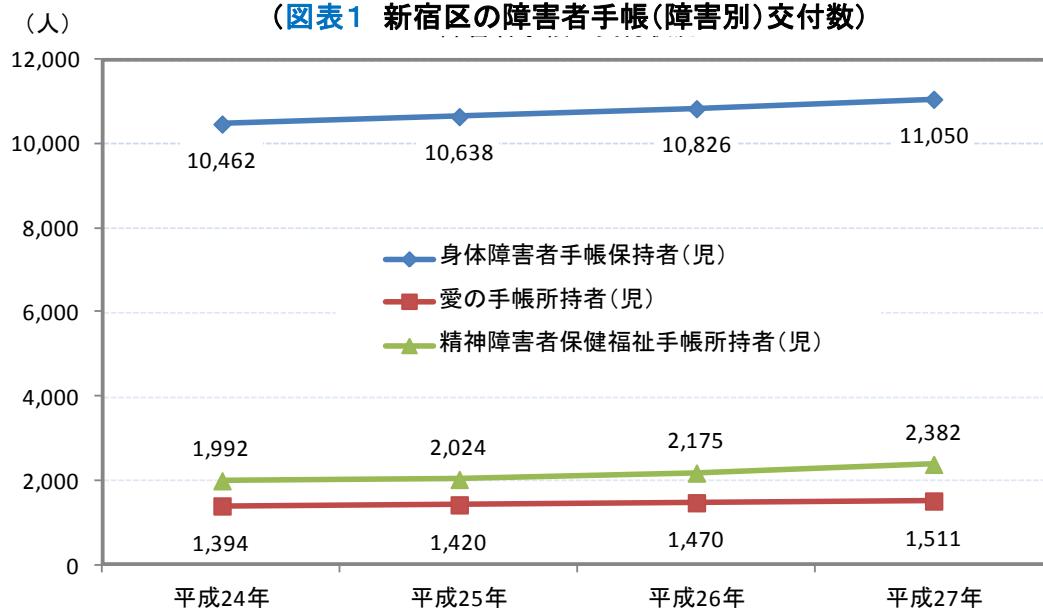
- 障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、障害者の自立と社会参加を一層促進していきます。



入所支援施設「シャロームみなみ風」

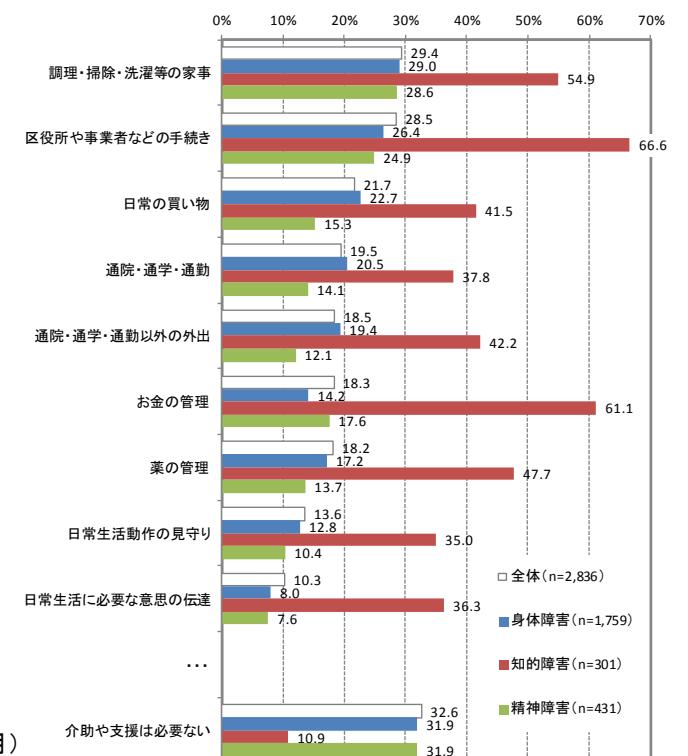
新宿区の障害者手帳の交付状況（平成27年度）をみると、身体障害者手帳が11,050人、愛の手帳が1,511人、精神障害者保健福祉手帳が2,382人となっており、いずれも緩やかな増加傾向にあります。

（図表1 新宿区の障害者手帳(障害別)交付数)



介助や支援が必要なこととしては、全体では、「調理・掃除・洗濯等の家事」が29.4%、「区役所や事業者等の手続き」が28.5%、「日常の買い物」が21.7%となっています。知的障害では、ほとんどの項目で介助や支援が必要だと回答している人の割合が高くなっています。「介助や支援は必要ない」と回答している人の割合は、全体では32.6%です。

（図表2 介助や支援が必要なこと）



資料)「新宿区障害者生活実態調査報告書」(平成26年3月)